

## 東京都生活再生相談窓口とは

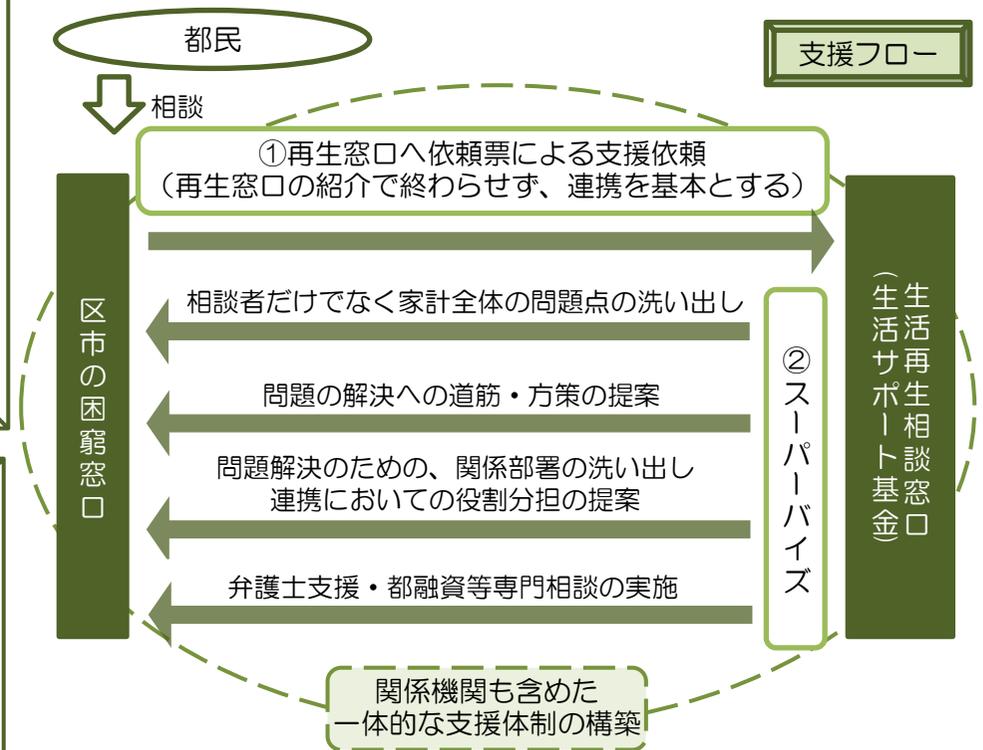
多重・過剰債務で生活困難な状況にある方のうち、生活再生への意欲があり、かつ返済が可能と判断される方に対して、生活相談、家計表診断を実施したうえで、必要に応じて資金貸し付けのあっせんや、専門相談、関係機関への同行などを行い、生活の再生を支援する。

## 区市等への支援体制

○生活再生相談窓口をスーパーバイズ機能として位置付け  
 ⇒区市は、相談に対し、支援の方策に迷った場合、生活再生相談窓口へ支援を依頼。  
 ⇒生活再生相談窓口は、依頼に基づき、区市ができる支援や、関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた道筋の提案、専門相談等を実施。  
 ⇒区市は、区市が主体となった相談支援体制の実現のため、生活再生相談窓口の伴走支援を受けながら、関係機関も含めた一体的な支援体制の構築を図る。

### 【実施により見込まれる効果】

- 区市の中で、相談者本人・家庭への**継続的な支援の充実**
- 区市の関係機関の**連携促進**
- 区市の困窮窓口相談員の**スキル向上**
- 問題に対する迅速かつ適切な解決方法の提示ができる**ノウハウの蓄積**



## 2 連携実績(令和元年度)

任意事業 実施状況	連携方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	4-11月計
区部	在住者からの総相談件数 ※1	60	59	73	79	72	76	67	47	533
	うち区市等相談窓口経由 ※2	14	9	14	10	16	20	15	12	110
市部	在住者からの総相談件数	16	20	25	20	24	15	22	26	168
	うち区市相談窓口経由	8	9	11	5	8	8	2	6	57
町村	在住者からの総相談件数	0	0	0	0	0	0	0	5	5
	うち区市相談窓口経由	0	0	0	0	0	0	0	5	5
計	在住者からの総相談件数	76	79	98	99	96	91	89	78	706
	うち区市等相談窓口経由	22	18	25	15	24	28	17	23	172

※1 在住者からの総相談件数・・・東京都生活再生相談窓口への全相談件数（直来者や区市の相談窓口以外からのつながりも含む）

※2 うち区市相談窓口経由・・・総相談件数のうち、自立相談支援機関及び家計相談支援機関から相談を受けた件数（利用者の申告含む）

## 3 連携事例

### 【事例①】 相談者（40代男性・パート）、姉（50代女性・無職）

・8か月前に失業した際に住宅ローンを3か月延滞し、社会福祉協議会へ融資相談にいったところ、自立相談窓口（以下、「自立」という。）を紹介され、翌月自立と法テラスに相談へ行ったところ自宅売却を勧められた。しかし父と姉の反対で売却が叶わず、父の元勤務先の支援で凌いだ。

・姉は精神的に不安定で20年以上無職。自立を通じて保健師につながり、心療内科へ通院予定。

・半年後、父死亡。父の年金収入がなくなり、いよいよ自宅売却が必要となるも売却までの生活費も無いため、自立とともに生活再生窓口に来所。

・姉と遺産分割協議書を作成し、姉とともに生活サポート基金の自宅売却前提のつながり融資を申込み、住宅ローン及び他の債務（父の病院・葬儀費など）を清算することを生活再生窓口において提案。

・融資金の各債権者への振込や、毎月の必要な生活費の見積もり等家計相談は自立の相談員が対応。生活サポート基金では、毎月融資金の送付を行っている。

・姉弟は仲が悪く、自宅売却後は別々に暮らす予定であり、相談者はすでに転居先が決まっている。姉については定期的にケース会議を開催しており、生活再生相談窓口相談員も同会議に出席。現在転居先施設の検討中である。

・自立の家計相談と生活サポート基金のが連携しながら対応したことにより、債務を解消し、生活の立て直しを図ることができた。

### 【事例②】 相談者（30代女性・無職）

・両親と3人暮らし。前職を勤続3か月で退職したばかりで、求職中。

・父が脳幹出血で倒れ、入院後転院しており、転院先を5週間で退院する必要があるが、費用を捻出できるか心配とのことで、自立の依頼で相談者宅近くの地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）にて出張相談を実施。

・父が倒れた後、父の借金が発覚。1か月分は相談者が返済した。債務については、生活・医療費を優先すること、督促の電話には父が倒れ、無職で払えないと回答すること、訴状が届いたら連絡することを助言をした。

・地域包括より父の受入れが可能な特養は限られていること、老健等の費用の目安について説明を受け、自立が受入れ施設別の必要月額を病院のケースワーカーに確認。

・相談者については自立が就労支援を行った結果2か月弱で再就職となり増収。以降、月1回自立において面談を行い、経過を確認している。

・母は10年以上前から人と接触ができなくなっており、以前保健師より通院を勧められたが、母方の親族の反対で通院できなかった。母については、自立に保健師の自宅訪問を検討するよう依頼した。

・父はさらに療養型病棟に転院し、年金で入院費が賄えるようになった。父の債務については、払えない理由を債権者に伝えたところ「大丈夫」と言われているが、万一訴状が届いた場合には、父が訴状を受領する能力がない旨裁判所に連絡をし、訴訟が進行しないようにする。また、父が死亡した場合には、妻・娘の相続放棄を検討する。

・自立、地域包括と連携して対応した結果、娘の就労開始や父の転院等により生活の安定化を図ることができた。